

# 在宅医療・介護情報共有システム(ICT)ガイドライン

2019年4月

泉州南圏域医療・介護連携推進会議



# 在宅医療・介護情報共有システム(ICT)ガイドライン

## 1. ガイドライン作成の趣旨と位置づけ

超高齢化社会において「地域包括ケア体制」の構築は課題であり、在宅医療と介護の切れ目ない仕組みづくりが非常に重要となっており、安心して在宅生活を送るためのケアのネットワークづくりを目指して、医療・介護の多職種が相互に理解できるように、インターネット等情報技術「在宅医療・介護情報共有システム（ICT）」（以下「ICT」という）を連携・情報共有ツールとして活用するためのガイドラインを策定します。

## 2. 連携のための基本事項

### 【ICT連携の3箇条】

(1) 利用者（患者）のための連携であることを心がけましょう。

医療や介護サービスを受ける主体は利用者（患者）であることを常に考えることが必要です。日頃から相互に協力し合える関係作りが重要です。

(2) 主体的かつ積極的に連携をはかりましょう。

連携の中心となる職種は利用者（患者）の置かれている状況などで変わります。それぞれの職種が利用者（患者）の置かれている状況などに応じて連携の中心となり、主体的かつ積極的に調整していく姿勢が重要です。

(3) 利用者（患者）の個人情報の取り扱いには気をつけましょう。

個人情報の対象となる利用者（患者）や家族からICT連携での個人情報を取り扱うことについての同意を利用同意書で得るとともに、その個人情報の取り扱いについては、個人情報保護や職務上知り得た秘密の漏洩についての法令等を遵守しましょう。

## 3. ICTを活用した連携

泉佐野泉南医師会圏域では、円滑な医療介護連携のために、ICTを活用した情報共有を推進しています。

### (1) ICTとは

◆インターネットを活用したクラウド型情報共有システムです。

#### 【特徴】

- 相手の状況を気にすることなく情報提供することができる。
- 一度の書き込みで関係機関（参加者）と情報共有することができる。
- 口頭や文章では伝え難い場合、写真や動画を添付することで伝え易くなります。
- 計画書や連絡票などの書類を添付して書き込むことで、関係機関（参加者）に一度に送付できます。

◆チームとして利用者（患者）に対しての目的、目標を共有することができる。

医療・介護の分野を問わず、利用者（患者）等の支援にかかわる全ての関係職種がシステム利用者になります。

#### 【主なシステム利用者】

- 医師 ・ 歯科医師 ・ 薬剤師 ・ 看護職 ・ リハビリ職 ・ 介護職 ・ MSW ・ 相談員
- 介護支援専門員 ・ 配食サービス事業者 ・ 医療機器業者 ・ 福祉用具事業者 など

- ◆多くの支援を必要とする利用者（患者）等の情報を共有し、支援に活かすことを想定しています。例えば多職種が関わっていて、随時、情報連携が必要なケースなどです。

【対象となる患者等の例】

- ・医療依存度の高い方
- ・意思疎通が難しい方
- ・認知症の方
- ・精神的に不安定な方
- ・2か所以上の医療機関に通院され、お薬を飲まれている方、サプリメントや健康食品を複数服用されている方
- ・ターミナルの方
- ・状態変化の激しい方など

- ◆利用者（患者）の置かれている状況は日々変化します。医療・介護の分野を問わず様々な場面を想定しています。例えば利用者（患者）への対応で悩んでいるときなどです。

【対象となる連携場面の例】

- ・退院支援
- ・現状の情報提供
- ・医療側へまたは介護側への確認事項や質問
- ・会議等の調整
- ・ターミナル
- ・虐待を疑うケースなど

## （2）ICTの導入手順

システムの導入に際しては、管理者が必要となります。管理者となる者が利用者（患者）に関わる多職種との調整を行ってください。

### 【システム利用環境の整備】

- ◆システム利用事業所（医療機関及びサービス事業所等）が用意するもの
  - ・インターネットが利用できる環境（パソコン、タブレット、スマートフォン等）

### 【関係職種間の合意】

- ◆システムの利用について関係職種の合意を得るようにしましょう。
  - ・サービス担当会議や退院前カンファレンスなど関係職種同士が顔を合わせる機会に合意を得ることが望ましい。
  - ・関係職種間の合意が得られない場合は、行政・地域包括支援センター・泉佐野泉南医師会地域連携室等へご相談ください。

### 【説明と同意】

- ◆管理者は、利用者（患者）及び家族等に対し、ICTを活用した情報共有について説明し理解いただいた上で同意を得るようにしましょう。

- ◆同意を得た同意書は原本を管理者が保存し、利用者（患者）やその家族等には複写を交付するようにしましょう。※同意書は別紙様式を参考ください。

### (3) システムの利用にあたって

#### 【ICT 管理者について】

- ◆管理者は、適正な利用がされるよう次の事項に留意しましょう。
  - ・利用者（患者）情報、個人情報等の管理全般
  - ・各グループへ招待するメンバーの承認及び解除手続き

#### 【緊急時や急変時の連絡】

- ◆ICTは関係職種間の情報共有及び関係職種が円滑にコミュニケーションを取るためのシステムですが、システムへの各職種個々のログイン状況などにより情報の周知に時間が掛かることがあります。
- ◆特に医師へ連絡する場合は、診療時間中の閲覧や書き込みは困難であることに留意が必要です。そのため、緊急時や急変時など速やかに連絡を取る必要がある場合には、電話やFAXを併用してください。

#### 【書き込みの確認】

- ◆ICTを有効に活用するために、毎日書き込みを確認するようにしてください。

#### 【ICT活用時の留意事項】

- ◆グループの作成は必要最小限に留める。
- ◆利用者（患者）への支援向上という目的の範囲のみで活用し、誹謗中傷や宣伝行為はしない。

#### 【終結時について】

- ◆何らかの理由により、終結する場合は管理者が責任を持って連携した全事業所にお知らせし、ICTを終結させてください。

#### 【プライバシーポリシーについて】

- ◆利用者（患者）の個人情報やプライバシー情報については、個人情報保護に関する法令、職務上知り得た秘密の漏洩についての法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、各事業所及びシステム利用者が個人情報保護・秘密の漏洩に対して、責任をもって適切な対処を行うようお願いいたします。また、誤って個人情報や秘密が漏洩した場合については、対象事業所及びシステム利用者が責任を負うものとします。